

大紀町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき大紀町地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊は地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 農林水産業、商工業及び観光の振興に関する活動
- (2) 地域間交流及び地域おこしに関する活動
- (3) 移住・定住に関する活動
- (4) その他町長が必要と認める活動

(地域おこし協力隊の委嘱)

第3条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外)から大紀町内に移し、住民票を移動させた者(大紀町内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に大紀町内に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まない。)
- (2) 地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(地域おこし協力隊の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、年度の途中で委嘱された者の委嘱した日の属する年度の末日とする。

- 2 前項の委嘱期間は、委嘱の日から最長3年まで延長することができるものとする。
- 3 前項の規定により委嘱期間を延長する場合は、年度単位で期間を延長する。

(隊員の身分等)

第5条 隊員は非常勤職員として町長が任用する。

2 町長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、町と雇用関係の存在しない者を隊員として委嘱することができる。この場合において必要となる事項については、町長が別に定めるものとし、次条の規定は適用しない。

(勤務条件等)

第6条 隊員の服務、勤務時間、休暇、賃金等は、大紀町臨時職員の取り扱いに関する規程

(平成 26 年告示第 6 号) に準じる。

(活動に関する経費)

第 7 条 町長は、第 2 条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(活動報告)

第 8 条 隊員は、協力隊活動の状況等について町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 9 条 隊員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする。

(解任)

第 10 条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 法令もしくは職務上の義務に違反し、又は地域協力隊活動を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 自己の都合により、退任の申し出があったとき

(4) 隊員としてふさわしくない行為等があったとき

(町の役割)

第 11 条 町は地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

(1) 活動に関する総合調整

(2) 配属先との調整及び住民への周知

(3) 隊員の活動終了後の定住支援

(4) その他活動に関する必要な支援

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。